議案第25号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定 により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成6年3月22日 原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和45年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

を

r	-							
	1	2	1	,	8	0	0	円
		6	6	,	5	0	0	円
		6	6	,	5	0	0	円
		5	0	,	1	0	0	円
미(丰傑 1 m		4	6	•	5	0	0	円
別表第1中		2	2	,	5	0	0	円
		1	9	,	4	0	0	円
		1	7	,	4	0	0	円
		1	5	,	4	0	0	円
		1	4	,	3	0	0	円

1	2	3	,	7	0	0	円
	6	7	,	6	0	0	円
	6	7	,	6	0	0	円
	5	0	,	9	0	0	円
	4	7	,	2	0	0	円
	2	2	,	9	0	0	円
	1	9	,	7	0	0	円
	1	7	,	7	0	0	円
-	1	5	,	6	0	0	円
	1	4	,	5	0	0	円

に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,100円」に、「4,400円」を「5.200円」に改める。

附則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。